

支払上のご注意（医療保障プラス）

★三大疾病とは、「がん（上皮内がんを含みます。）、急性心筋梗塞、脳卒中」、所定の生活習慣病とは、「糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病」を指します。

★「女性特有の疾病」には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

★親介護の対象は戸籍上の実父母のみです。

- 糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性専用入院保険金のお支払日数は、それぞれ1回の入院につき365日、（更改前、更改後を）通算して700日を限度とします。
- 三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
- 手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。
- 介護保険金・親介護保険金は、所定の要介護状態が90日を超えて継続した場合にお支払いします。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払は、本人・親それぞれ1人につき1回が限度です。
- 本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更（保険金額の増額・減額等）
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更
- その他

16ページの保障内容は医療保障保険と医療保険をセットしたものです。医療保障保険と医療保険ではお支払対象となる給付事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なります。詳細は31、32、45、46ページをご確認ください。

- 医療保障プラスには配当金はありません。
- 医療保障プラスのみの加入はできません。必ず医療保障とセットかつ同日額にてご加入ください。
- お支払対象となる三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病、要介護状態の定義は医療保険のお取り扱いについて（45、46ページ）を確認してください。
- 配偶者・親だけの加入はできません。
- 女性疾病については、女性のみお支払対象となります。

この医療保険契約には下記の特約が付帯されています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性専用入院特約、女性専用手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約、糖尿病・高血圧入院保険金支払日数延長特約、腎臓病・肝臓病入院保険金支払日数延長特約、女性専用入院保険金支払日数延長特約

保険金のお支払

- ・入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払は、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払の対象となりません。
 - ・被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ明治安田損害保険株式会社がこれを認めたときは継続した1回の入院とみなします。
 - ・被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一または医学上重要な関係があると明治安田損害保険株式会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、入院保険金がお支払されることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
 - ・同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払します。
 - ・被保険者が、所定の要介護状態が90日を超えて継続した場合に、介護保険金をお支払します。
 - ・被保険者の親が、所定の要介護状態が90日を超えて継続した場合に、親介護保険金をお支払します。
 - ・介護保険金、親介護保険金は、所定の要介護状態が90日を超えて継続したときが保険期間中である場合に限りお支払いします。
 - ・保険金受取人は被保険者本人となります。
 - ・詳細は約款の規定によります。
 - ・保険期間中にご契約を中途脱退（解除）されますと、すでに保険金のお支払事由が生じている場合には、年額保険料のうち当該部分の未払込保険料の全額を一時にお払込みいただけます。中途脱退（解除）後に保険金をご請求された場合も、上記と同様のお取り扱いとなります。
- お支払対象となる身体障害、三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、女性疾病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については「ご契約のしおり 約款・特約条項集」に記載しています。

【引受損害保険会社】
【取扱代理店】

明治安田損害保険株式会社
合名会社 三重共済会
明治安田生命保険相互会社

重病克服支援

70歳継続プランの加入を要件に、退職後も70歳まで継続加入できます。

〈リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】〉

三大疾病に対する高度な治療に備えて……

制度の特長

「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」と診断され、所定の状態となった場合一時金または年金で保険金を受取ることができます。これによって、より高度な治療を受け病気を克服することができます。

保障内容

1. 三大生活習慣病と診断され、所定の状態となったとき…一時金または年金で給付します。治療費・入院費・家族の生活費として利用できます。

がん 急性心筋梗塞 脳卒中 生前給付金

2. 死亡・高度障害保険金として…

所定の高度障害状態となったとき 生前給付金

死亡したとき 死亡保険金

	「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」と診断され所定の状態となった場合特定疾病保険金	死亡・高度障害保険金
組合員・配偶者	200万円コース 300万円コース 400万円コース	200万円 300万円 400万円

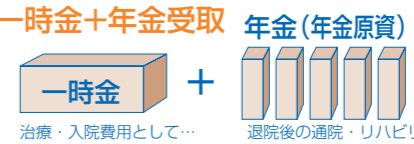
【リビング・ニーズ特約】 余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

受取例

① 一時金で全額受取



② 一時金+年金受取



※一時金と年金の組み合わせは目的に合わせて選択できます。

【お支払いの対象となる疾病】 ※保険金等のお支払いについて、本パンフレット47、48ページに詳細が記載されています。

お支払い対象となる疾病	お支払い事由	お支払い対象とならない疾病 ^{※1}
がん（悪性新生物）	被保険者が責任開始の時以後保険期間中（ただし、「乳房の悪性新生物（乳がん）」については、責任開始の日からその日を含めて90日を経過した後）に、悪性新生物と診断確定されたとき。（悪性新生物は、責任開始前を含めてはじめて ^{※2} 診断確定されたものに限ります。また、診断確定は、病理組織学的所見（生検）により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）	上皮内がん ^{※3} 悪性黒色腫を除く皮膚がん
急性心筋梗塞	被保険者が責任開始の時以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の作業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき	狭心症等
脳卒中（くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞）	被保険者が責任開始の時以後の疾病を原因として、保険期間中に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	一過性脳虚血等

死亡・高度障害保険金…被保険者が保険期間中に死亡されたとき、または責任開始の時以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。

- ※1 お支払い対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）普通保険約款第2章「特定疾病の範囲」一第2条「（特定疾病の範囲）」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。
- ※2 「責任開始前を含めてはじめて診断確定された」がんがお支払いの対象となります。したがって加入前にこの保険のお支払対象となるがんと診断確定された場合は、加入後に対象となるがんとして診断確定されてもお支払いの対象とはなりません。
- ※3 「上皮内がん」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合（UICC）のTNM分類が「T_a」（膀胱の非浸潤がん）、「T_{is}」（上皮内がんまたは非浸潤がん）はお支払対象外です。

年金払い

- 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。（定額型確定年金です。）
- 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
- 年金のお支払い ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 年金払の対象となる保険金 ●無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき2万円未満、年2回・4回払いのとき3万円未満の場合はお取り扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款第4条に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

月額保険料

〈組合員・配偶者〉（保険期間1年・集団扱月払・保険金額200・300・400万円）

年齢	200万円コース		300万円コース		400万円コース	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15歳	258円	264円	387円	396円	516円	528円
16～20歳	382円	290円	573円	435円	764円	580円
21～25歳	404円	348円	606円	522円	808円	696円
26～30歳	444円	448円	666円	672円	888円	896円
31～35歳	544円	620円	816円	930円	1,088円	1,240円
36～40歳	750円	826円	1,125円	1,239円	1,500円	1,652円
41～45歳	1,128円	1,178円	1,692円	1,767円	2,256円	2,356円
46～50歳	1,704円	1,628円	2,556円	2,442円	3,408円	3,256円
51～55歳	2,710円	2,038円	4,065円	3,057円	5,420円	4,076円
56～60歳	4,206円	2,598円	6,309円	3,897円	8,412円	5,196円
61～65歳	6,410円	3,646円	9,615円	5,469円	12,820円	7,292円
66～70歳	9,650円	4,912円	14,475円	7,368円	19,300円	9,824円

※年齢は有効日（契約応当日）時点の40歳の保険年齢は39歳6か月を超え40歳のか月末となります。（例）保険年齢40歳＝平成20年3月1日現在39歳6か月を超え40歳のか月末まで
※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。
※配当金はあがりません。
※平成12年3月1日以前のご加入者は無配当特定疾病保障定期保険へのご加入となりますので、保険料の割引制度の適用がありません。この場合、保険期間は5年で、保険料率はご加入後5年間は同一です。保険料は左記とは異なりますのでご注意ください。
また、本人が無配当特定疾病保障定期保険へ既に加入している、かつ配偶者の方が新規加入する場合は、本人は無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）へ移行し、配偶者も無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）へのご加入となります。
※記載の保険料等は、2007年10月2日以降適用の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入（増額）および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。